

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健部思い出の里市営霊園事務所
件名	さいたま市墓地公募データ入力等処理業務
履行場所	さいたま市見沼区大字大谷600番地
契約締結日	令和5年8月1日
契約の相手方名	株式会社ジーシーシー 埼玉支社
契約金額	1,201,200円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、墓地管理システムの運用に伴う技術的な管理運用及び、データの入力作業等を行うものであり、当該システムの特許権、著作権等を有したシステム開発者しか出来ない業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務の性質上、他の業者に依頼した場合、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該システムの開発業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局市立病院病院経営部医事課
件名	血小板由来因子濃縮物の加工製造業務
履行場所	さいたま市緑区大字三室2460番地さいたま市立病院 外
契約締結日	令和5年8月1日
契約の相手方名	株式会社セルソース
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,991,000円 業務の対価(感染症検査及び無菌安全検査にて陽性が出た場合を除く)88,000円/1件 業務の対価(感染症検査及び無菌安全検査にて陽性が出た場合)10,000円/1件
随意契約によることとした理由	<p>本業務は患者自身の血小板が傷を治す際に放出する成長因子を抽出し、人体がもともと持つ抗炎症作用、自己治癒力を高める治療法に必要な血小板由来因子濃縮物を加工製造するものであり、当該治療法の特許権を有した業者しか出来ない業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとし、当該治療法の特許を有する業者と契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所疾病対策課
件名	予診票等一括セット作成等業務(令和5年度下半期)
履行場所	受託者作業所内 外
契約締結日	令和5年7月31日
契約の相手方名	東洋印刷株式会社 埼玉営業所
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,291,840円 封筒(白)(封入封緘含む)48円/1枚 封筒(茶)(封入封緘含む)18円/1枚 外24種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は定期予防接種の対象者に送付する予診票等を作成及び封入するものであり、複数単価による契約を前提としていることから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>4者による見積合せを行ったところ、最も廉価であった当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所疾病対策課
件名	令和5年度さいたま市保健システム(医療費支給開始日見直し対応)改修業務
履行場所	さいたま市中央区鈴谷7-5-12外
契約締結日	令和5年8月9日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	6,600,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は小児慢性特定疾病医療給付事業において制度改正が行われたことにより、給付事務を行う際に使用している保健システムを改正内容に応じて改修するものである。</p> <p>保健システムは、著作権を有する富士通Japan株式会社が構築・運用をしており、改修業務にはプログラムの操作や修正を伴うことから、当該システムの著作権を有する業者以外には履行ができないため特命随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室
件名	保健システム改修業務(新型コロナウイルスワクチン令和5年秋開始接種対応)
履行場所	さいたま市内保健衛生局 保健所 新型コロナウイルスワクチン対策室
契約締結日	令和5年9月8日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	6,996,000円
随意契約によることとした理由	<p>当該保健システムの改修業務に関しては、さいたま市保健システムプログラムの操作や修正を伴うため、当該システムプログラムの著作権を有する業者以外には履行することができないことから、当該システムプログラムの著作権を有する当該業者を選定するものとし、契約方法については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして特命随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>